

**地球温暖化対策計画制度及び
目標設定型排出量取引制度における
エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン
(改正点)**

No	ページ	項目	改正内容
1	P65 から P66	第2部 第5章 エネルギー起源CO ₂ 排出量及 び原油換算エネルギー使用量の 算定 1 考え方 (2) 単位発熱量・排出係数 (直接排出)	都市ガス供給事業者の 合併・社名変更等に対 応するため、選択方法 について注釈を追加
2	P97 から P98	第3部 第1章 基準排出量の算定 1 考え方 (2) 基準排出量の算定方法	令和6年度以降に目標 設定型排出量取引制度 の対象となった大規模 事業所のうち、燃料、 熱又は電気（以下、燃 料等という。）の供給を 主たる事業とする事業 所について、事業所が 供給する燃料等の量を もとに基準排出量を算 定する方法を追加
3	P107 から P129	第3部 第1章 基準排出量の算定 2 具体的な方法 (5) 排出標準原単位	排出標準原単位の用途 区分と建築基準法の用 途区分等について、建 築基準法の用途区分等 を時点修正
4	—	その他	軽微な修正等